

## (3) 幼児教育・保育の無償化の制度の主な内容

資料2-1

### ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

#### 【対象者・利用料】

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化（幼稚園は月額25,700円まで）

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間（注）幼稚園は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担

ただし、年収約360万円未満相当世帯の子どもと全所得階層の第3子以降の子ども（就学前の子どもの数でカウント）は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

○0歳から2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化

#### 【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

（注）地域型保育：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

#### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受け必要がある。（注）「保育の必要性の認定」の要件は、認可保育所の利用と同等の要件

○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化

（注）満3歳児は、非課税世帯のみ対象。最大月額16,300円）

## • 認可外保育施設等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。

（注1）保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象 （注2）「保育の必要性の認定」の要件は、認可保育所の利用と同等の要件

○3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化

### 【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象

（注）認可外保育施設：一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等

## • 児童発達支援等を利用する子ども

○障がい児の発達支援等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化

# 食材料費の取扱い

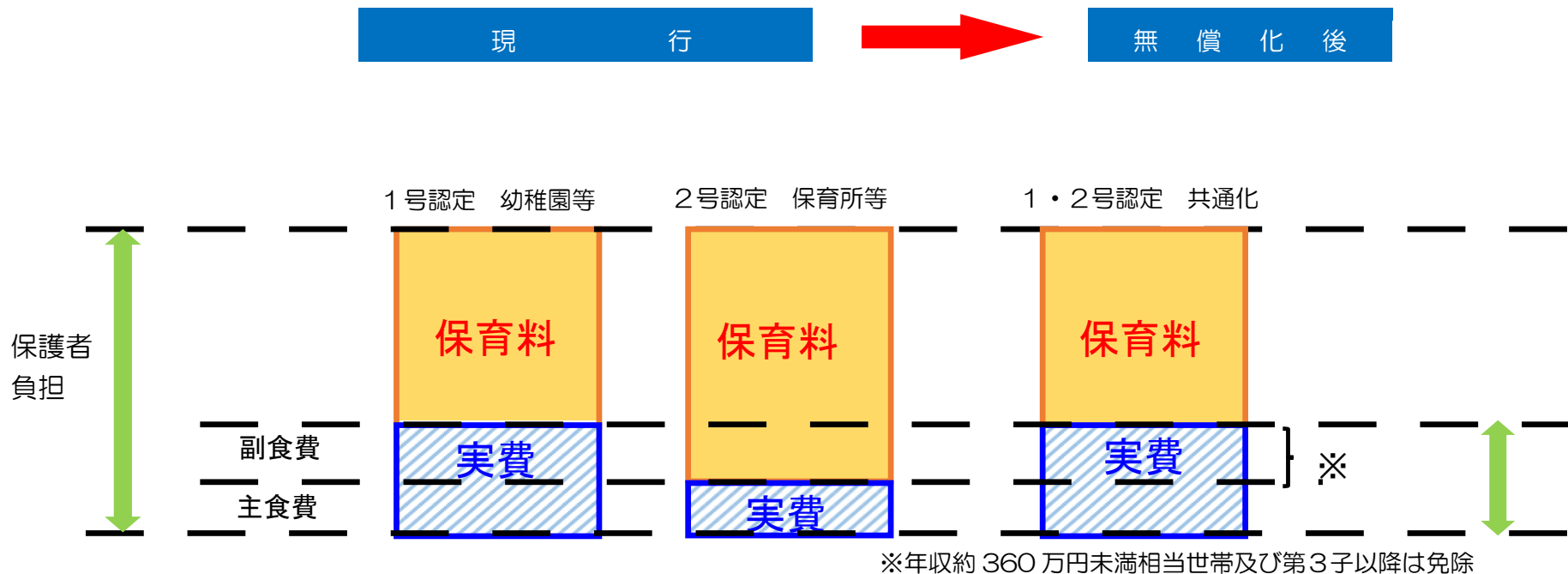
## ① 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

○教育・保育給付1号認定子ども、2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。

○2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。

○3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村民税非課税世帯の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



## ② 副食費の徴収額と免除対象者

副食費の徴収額の目安（公定価格） 4,500円/月

岩出市 副食費 4,300円/月 主食費 700円/月 ⇒ 給食費 5,000円/月

### 【副食費の取扱い】

- 保護者への事前説明・同意が必要
- 各施設で設定する徴収額は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める（調理に係る人件費、水道光熱費等は含まない）
- 副食費の範囲には、おやつや牛乳、お茶代を含む。
- アレルギー除去食等の特別食も、通常のものと同額
- 徴収額は、月額を基本。ただし、土曜日を恒常的に利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、減額等の対応を行うことが考えられる
- 月途中の退園や入園等の場合は、日割計算等の減額調整を行って差し支えない